

那須塩原市クラウドサービス接続回線提供業務 仕様書

1 概要

1.1 目的

那須塩原市（以下「本市」という。）が指定する拠点から本市が利用する仮想プライベートクラウドサービス（パブリッククラウド上のIaaS環境）に接続するために必要となる通信回線、機器等を提供し、それらの設定等を行い、本市の庁内ネットワークから安全に本市仮想プライベートクラウドサービスが利用可能な状態とすること。

2 調達内容

2.1 本件における調達範囲

本件における調達範囲は以下のとおり。

- (1) 拠点接続サービスの提供
- (2) クラウド接続サービスの提供

なお、それぞれの調達範囲の詳細は別紙の詳細仕様書および構成図のとおりとする。

2.2 回線等が利用可能となる期限

拠点接続サービスおよびクラウド接続サービスは令和6年7月末日までに利用可能となること。この場合において、回線が利用可能と判断する際には、機器等の設定および仮想プライベートクラウドサービスへの疎通試験を完了し、本市の検収を受けること。

2.3 履行期間

- ①構築期間：令和6年4月1日～令和6年7月31日まで
- ②運用期間：令和6年8月1日～令和11年7月31日まで

2.4 拠点接続サービス回線の敷設

- (1) 本市が指定する拠点への拠点接続サービス回線を敷設すること。
- (2) 屋外配線、屋内配線を行う際には、事前に本市に許可を得ること。またこの際には、受注者、本市および第三者の安全に留意し、事故等が発生した場合には本市に速やかに報告するとともに、誠意を持って対応すること。
- (3) 発生する梱包材等は全て受注者にて廃棄等の処理を行うこと。

2.5 機器搬入および撤去

- (1) 機器設置場所への搬入・履行満了後の設置場所からの回収および撤去に関する費用については、受注者の負担とする。なお、本市所有となる機器撤去時には、物理破壊により

データ消去を実施した上で、本市指定の場所にておさめること。また、データ消去済みの証明書を提出することとする。

- (2) 機器搬入・設置等については本市と連絡を密にし、速やかに行うこと。
- (3) 機器設置後に発生する梱包材等は全て受注者にて廃棄等の処理を行うこと。

2.6 機器の所有

調達する機器のうち、ルータは本市の所有とする。故障等により機器の交換等が発生した場合も同様とする。

2.7 機器保証

受注者は、リコール等により機器やそれを構成する部品に重大な欠陥が発見されたとき、メーカー保証期間外および障害の発生有無にかかわらず、必要に応じて部品の交換や代替設備との取り替え等は無償で行うこと。

2.8 回線・機器等の保守

- (1) 本契約には、回線・機器等の保守を含む。具体的な保守作業内容については、別紙「詳細仕様書」のとおりとする。受注者は接続回線の提供後、履行期間中にこの契約を支障なく履行するために必要な体制を確保すること。
- (2) 仮想プライベートクラウドサービス内ネットワークの設定や保守については、別途契約予定の仮想プライベートクラウドサービス提供業務事業者が実施予定である。仮想プライベートクラウドサービス内ネットワークの設定に伴い、拠点接続サービス、クラウド接続サービスに簡易な設定変更が必要になった場合には、受注者は相談に応じ、可能な限り対応すること。
- (3) 回線・機器等の保守及び運用に関する窓口は平日9時～17時対応可能を基本とし、電話での障害発生時の連絡体制および対応体制を確立し、その内容を本市に提出すること。

2.9 資料の作成

- (1) 以下の内容が含まれる資料を作成し、本市に提出すること。
 - ・ 全体の設計概要・詳細
 - ・ 動作確認手順
 - ・ 機器等の動作成績
 - ・ 設定内容を記載したパラメータシート
 - ・ 機器等の操作手順
 - ・ 機器等の機能により設定情報を外部保存した電子ファイル
 - ・ 利用回線の接続・敷設内容

- ・ 障害発生時の連絡体制および対応体制の説明
 - ・ その他必要な資料
- (2) 資料の提出は検収時までとし、本市がその内容を確認し承認しなければ検収とはならない。
 - (3) 資料の提出は、カラーで印刷したものを一部、電子ファイルのものを電子メールに添付して提出すること。
 - (4) 資料の提出後に変更等があった場合には変更箇所を明確にしたうえで、変更の都度、電子ファイルを本市に提出すること。

2.10 情報セキュリティへの配慮

本件にて調達する回線・機器等について、不正アクセスや盗聴、なりすましなど、情報セキュリティ上の脅威が発生しないよう対策を講じること。

3 費用の支払い

3.1 費用の種類

- 1) 費用は、「構築費用」と「運用費用」とする。
- (2) 「構築費用」は、拠点接続サービス回線の敷設費用、ルータの調達・ルータのハードウェア保守・設置・設定費用など、初期に一時的に発生する費用を計上する。
- (3) 「運用費用」は、以下のとおりとする。
 - 「月額費用」・・・回線利用料など、利用を継続するうえで必要となる費用
 - 「保守費用」・・・通信の不具合が発生した場合の保守受付・切り分け・オンサイト対応・機器交換等に要する費用

3.2 支払い方法

- (1) 本市は、受注者の請求に基づき費用を支払うものとする。
- (2) 「構築費用」は本件における調達が完了し、本市による検収後、速やかに請求を行う。
- (3) 「月額費用」は本市が検収した翌月の利用分から発生するものとし、本市が利用した月の分を翌月に請求を行う。
- (4) 「保守費用」は年度毎に年度末に請求を行う。ただし、最終利用年度においては、最終利用月末に請求を行う。
- (5) 「構築費用」および「月額費用」、「保守費用」の請求にあたっては、その費用明細を明記する。

3.3 解約等における費用

- (1) 本件における利用契約の途中で、本市の都合により利用契約を解約する場合に発生する費用は、利用停止とした月の「月額費用」までとする。なお、その他費用が発生する場合には、本市と受注者が協議をして決定する。
- (2) 前項の場合において、本件において設置した機器や敷設した回線の撤去費用等は受注者の負担とする。
- (3) 受注者の都合により利用契約を解約する場合に発生する費用は、受注者の負担とする。なお、その他費用が発生する場合には、本市と受注者が協議をして決定する。

4 .機密保持

本市から知り得た情報（周知の情報を除く）は、本システムの提案・契約及び構築・運用の目的以外に使用せず、契約終了後についても機密として保持し、第三者に開示もしくは漏洩しないよう必要な措置をとることとする。

また、個人情報及び情報セキュリティの取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」並びにセキュリティポリシーに準拠するとともに、機密保持およびデータ取扱いについて、従業員その他関係者への徹底を行うこととする。

- (1) 本市の情報を目的外に使用しないこと。
- (2) 本市の情報を複写、複製する場合には本市の許可を事前に得ること。
- (3) 本市の情報を外部記憶媒体等で持ち出す場合、紛失及び盗難を避けるため厳重に保管すること。また、データは必ず暗号化をすること。
- (4) 本市の情報を取り扱う際は、のぞき見等の対策を行い、関係者以外に情報が知れ渡らないようにすること。

5 その他

- (1) 本仕様書に記載がない事項であっても、本件の履行に際して必要となる作業などは、本市と受注者が協議して決定し、受注者の負担において実施すること。
- (2) 契約締結後、接続回線の仕様等の変更が生じた場合は、本市と受注者が協議の上変更できるものとする。変更の際には、メディアコンバータ等の簡易機器により対応可能とするなど、予め変更を見据えた設計を行うこと。
- (3) 受注者は、本市の不明点や疑問点の相談に対し、適切な支援を行うこと。
- (4) 配線にあたり、結束テープ等で整線し美観を損ねないこと。ケーブルの使用用途や元先が目視確認できるよう元先ラベルを付与すること。
- (5) 調達する機器等は、目視確認で契約件名や導入事業者等が確認できるよう、シールに印刷して機器等に貼付するなど、識別可能にすること。
- (6) 作業時は、施設内の設備等を毀損等しないように十分注意すること。

- (7) 受注者の責めに帰す事故が発生した場合は、速やかに本市に報告するとともに、受注者の責任において誠実に対応すること。
- (8) 構築時および運用開始以降において市内ネットワークに関する不具合等が発生した際に、本市からの相談に迅速に対応し、会議等に参加するため事業所が県内に所在すること。
- (9) 四半期に保守点検を行い、正常性を確認すること。正常性が確認できない場合、保守対応を行うこと。
- (10) この仕様に定めのない事項については、本市と受注者が協議して別に定めること。